

図表 3 7 県内地方自治体の奨学資金制度（平成28年度。ただし、特定分野の人材確保等、目的及び対象者を限定した制度を除く。）

奨学資金制度名	対象者	月額（円）	貸与・給付の別	貸与（給付）資格	その他	担当課
富山県市奨学資金	高校生	授業料と高等学校等就学支援金との差額（自己負担相当分で、月額9,900円を限度とする。 市の奨学資金と高等学校等就学支援金の合計額が、月額19,800円以内となる範囲で支給する。	給付	<ul style="list-style-type: none"> ・私立高等学校に在学している人（専攻科を除く） ・富山市に居住している世帯に属する人 ・学資の支弁が困難な人 	他の奨学金との併用不可。	
	高等専門学校生 高校生（専攻科）	15,000～25,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・国（国立大学法人）、地方公共団体及び学校法人が設置した大学（短大、大学院を含む。）、高等専門学校、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）高等学校の専攻科に在学している人 ・富山市に居住している世帯に属する人 ・学資の支弁が困難な人 	公立と私立、自宅通学と自宅外通学で金額が異なる。他の奨学金との併用不可。	教育委員会 学校教育課
	専修学校生（専門課程）	35,000～47,000				
	大学生・短大生					
大学院生						
高岡市奨学資金	高校生 高等専門学校生	8,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により修学困難な者 ・高岡市に住所を有する者又は就学のため市外へ住所を移した者でその家族が高岡市に住所を有する者 ・品行方正、身体強健、成績優秀、志操堅固な者 	他の奨学金との併用不可。	教育委員会 総務課
高岡市人づくり奨学資金	専修学校生（専門課程）	(国公立)年額 400,000 (私立)年額 700,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が高岡市に住所を有すること ・学業成績が優秀であり、かつ学費の支弁が困難な者 ・他の奨学金制度を利用していないこと（返還を要しない給付奨学金制度及び授業料減額免除制度を除く） 	卒業後、高岡市に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により減免できる場合あり。	教育委員会 総務課
	短大生					
	大学生	(国公立)年額 500,000 (私立)年額 700,000				
	大学院生					
たかおか留学金	大学生 大学院生	(国公立)年額500,000 (私立)年額700,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に所在する大学又は大学院（地元大学等）に市外から進学し、在学している者 ・地元大学等を卒業又は修了した後、本市に居住する意思を有する者 ・地元大学等から学業成績等優秀者として推薦がある者 ・他の奨学金制度を利用していないこと（返還を要しない給付奨学金制度及び授業料減額免除制度を除く） 	卒業後、高岡市に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により減免できる場合あり。	教育委員会 総務課
魚津市奨学資金	高校生	13,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・本人又は本人の保護者が魚津市に居住する者であること ・学業成績が優秀であること ・学費に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みのある学生または生徒であること ・在学している学校長の推薦があること 	他の奨学金との併用不可。 卒業後、魚津市に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により補助する制度あり。	教育委員会 教育総務課
	高等専門学校生	(1～3年生) 13,000 (4～5年生) 40,000				
	専修学校生	(高等課程) 13,000 (専門課程) 40,000				
	大学生・短大生	40,000				
	大学院生					
水見市育英資金	高校生	～15,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校若しくはこれに準ずる学校又は大学若しくはこれに準ずる学校に在学していること ・優れた学生又は生徒であること ・経済的理由により修学が困難な者であること ・保護者等が市の区域内に住所を有すること ・在学した学校又は現に在学する学校の校長の推薦があること ・（独）日本学生支援機構の学資金若しくは、富山県奨学資金の貸与又は母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく修学資金の貸付けを受ける者でないこと 	他の奨学金との併用不可。	教育委員会 教育総務課
	専修学校生	(高等課程) ～15,000				
		(専門課程) ～45,000				
	高等専門学校生	(1～3年生) ～15,000				
		(4,5年生) ～45,000				
	大学生・短大生	～45,000				
	大学院生					

奨学資金制度名	対象者	月額(円)	貸与・給付の別	貸与(給付)資格	その他	担当課
滑川市奨学金	高校生	年額 200,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> ・給付：高等学校に在学する者 ・貸与：大学(短大を含む)、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る)、高等学校の専攻科に在学する者 ・市内に住所を有する世帯に属する者 ・学業成績が優秀であること ・学費の支弁が困難であること ・修学の意欲がある者 ・出身学校長または在学する学校長の推薦がある者 		教育委員会 学務課
	高校生(専攻科)	(県内) 20,000 (県外) 40,000	貸与			
	専修学校生(専門課程)					
	高等専門学校生					
	大学生					
黒部市奨学資金	高校生・高等専門学校生	10,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> ・給付：高等学校(高等専門学校を含む。)に在学する者 ・貸付：大学(短期大学、専修学校及び大学院を含む。)又はこれに準ずる学校に在学する者 ・市民であること(学業のため市外へ転出している者を含む) ・学費の支弁が困難と認められる者 ・学業優秀、品行方正、健康 	高等専門学校3年生まで	教育委員会 学校教育課
	短大生	40,000	貸与			
	専修学校生(専門課程)					
	大学生					
	大学院生					
砺波市奨学資金	高校生	10,000	貸与・ 1/2給付	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有している世帯に属する者であること ・身体強健かつ品行方正であって修学の意欲があること ・学業成績が優秀であること(専修学校(専門課程)、大学、大学院又はこれらと同程度の学校に在学する者に限る) ・学費の支弁が困難であること ・高等学校以上の学校に在学すること ・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること ・他の奨学資金の貸与を受けていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学生等のみ、1/2給付(未来応援型)あり。 ・大学生等のみ、返還時、市内に居住している場合、その年の返還額を1/2免除する(Uターン者等特約)あり。 	教育委員会 教育総務課
	専修学校生	30,000				
	大学生・短大生					
	大学院生					
砺波市奨学基金	高校生	10,000	1/2給付	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有している世帯に属する者であること ・身体強健かつ品行方正であって修学の意欲があること ・学費の支弁が困難であること ・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること ・他の奨学資金の貸与を受けていないこと 		教育委員会 教育総務課
小矢部市奨学資金	大学生・短大生・ 専修学校生(専門課程)	40,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> ①市内に住所を有する者又は就学のため市外に住所を移した者でその者の父母家族が市内に住所を有する者 ②学費の支弁が困難である者 ③身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀である者 ④在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦がある者 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の奨学資金との併給可 ・転入者(市内に1年以上居住し、本年4月1日以降に転入した時点で40歳未満の方)は返還額の1/2助成する制度あり。(企画政策課担当) ・在住者(市内に居住し、本年4月1日以降奨学金等の返還を開始した方)は返還額の1/4助成する制度あり。(企画政策課担当) 	教育委員会 教育総務課
南砺市奨学資金	高校生・高等専門学校生(自宅)	10,000以内	貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が市内に住所を有していること ・健康かつ品行方正であって学業成績が優秀であること ・学費の支弁が困難であること ・高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学又は大学(大学院を除く)に在学する者であること。 ・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・H31年度までに南砺市に居住し就職等、一定の条件を満たせば年間返還額の全額あるいは1/2を補助する制度あり。 	教育委員会 教育総務課
	高校生・高等専門学校生(自宅外)	30,000以内				
	専修学校生(専門)	35,000以内				
	短大生					
	大学生 (大学院生を除く)					
射水市奨学資金	専修学校生(専門課程) 短大生・大学生・大学院生	(自宅通学) 25,000以内 (自宅外通学) 40,000以内	貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する世帯に属する者 ・学費の支弁が困難である者 ・身体強健で学業成績が優良である者 ・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること 		教育委員会 学校教育課
舟橋村奨学資金	高校生	10,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> ・舟橋村民であること。 ・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀であること。 ・学費の支弁が困難であること。 ・高等学校以上の学校に在学すること。 ・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること。 		教育委員会
	大学生	30,000				

奨学資金制度名	対象者	月額(円)	貸与・給付の別	貸与(給付)資格	その他	担当課
上市町奨学資金	高校生	5,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> ・上市町民であること ・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀であること ・学資の支弁が困難であること ・高等学校以上の学校に在学すること ・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること 	(貸与)卒業後、上市町に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により減免できる場合あり。	教育委員会事務局
	高等専門学校生	(1～3年生) 5,000				
		(4,5年生) 8,000				
	短大生 (専修学校専門課程を含む。)	8,000	貸与			
	大学生	(県内) 8,000 (県外) 10,000				
		(県内) 30,000 (県外) 40,000				
上市町奨学資金融資に係る利子補給金交付	高校生	(交付額) 借入金額(年間授業料相当額100万円以内)に対し、年2%。ただし、借入利率が年2%に満たない場合は、その借入利率まで。	給付	<ul style="list-style-type: none"> ・上市町民であること ・高等学校、高等専門学校、大学(大学院を除く)に在学する者又はその家族でかつその属する世帯の前年分の合計所得額が1,000万円未満 ・町に本店、支店がある金融機関から教育資金を借りている者 	利子補給の期間は、学校の正規の修学期間	"
	高等専門学校生					
	大学生(大学院を除く)					
立山町奨学資金	高校生 中等教育学校生(後期過程に限る) 高等専門学校生(第1学年から第3学年に限る)	8,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有している世帯に属する者 ・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀である者 ・経済的理由により修学困難である者 ・在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦がある者 		教育委員会 教育企画係
立山町奨学資金融資に係る利子補給金及び保証金補給金交付	*平成28年度までに入学した方が対象 大学生	(交付額:利子補給年額) 学校の入学金及び年間授業料相当額(200万円以内)に対し、年2.5%。ただし、借入利率が年2.5%に満たない場合は、その借入利率により計算して得た額。 (交付額:保証金補給額) 融資等を受ける際に必要となった保証金の額の2分の1以下の額。	給付	<ul style="list-style-type: none"> ・立山町民であること ・大学(大学院を除く)に在学する者又はその家族 ・規則に定める金融機関等から教育資金を借りている者 	利子補給の期間は、学校の正規の修学期間	"
		*平成29年度以降に入学した方が対象 高校生 高等専門学校生 専門学校生 大学生(1～4年生) 短期大学生				
立山町就学支援補助金	*県内外を問わない 高校生 特別支援学校(高等部) 高等専門学校生(1～3年生)	前年度返済額の3割又は4万円のいずれか低い額	給付	ステップ1 認定申請 学校在学中に認定申請を行う <ul style="list-style-type: none"> ・立山町民であること ・対象の金融機関から奨学金等の融資を受けていること ・保護者の収入が基準以下であること ・生徒、学生及び保護者が町税を滞納していないこと ・立山町奨学金を受給していないこと ステップ2 補助金申請 就職から1年経過後、補助金申請を行う <ul style="list-style-type: none"> ・学校を卒業後に就職し、1年以上立山町に住んでいること ・就学者が町税の納税者であること ・就学者及び保護者が町税を滞納していないこと ・融資等の返済の滞納が無いこと 	立山町米百俵基金に寄付した企業に就職した場合、補助金の上限が増額となる	"
	*県外のみ 大学(1～4年生) 短期大学生 高等専門学校生(4年生～) 専門学校生(2年生～)	前年度返済額の3割又は8万円のいずれか低い額				
入善町奨学資金	高校生	5,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に居住する世帯の子女であること ・学費の支弁が困難であること ・身体強健かつ品行方正であって、学業成績が優秀であること ・在学した又は、現に在学する学校長の推薦があること 		
	高等専門学校生 (1～3年生)					
入善町育英奨学資金	高等専門学校生 (4～5年生)	50,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に居住をする者の子弟で学資の支弁が困難であること ・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀であること ・在学した又は、現に在学する学校長の推薦があること 	卒業後、入善町に住所を有するなど一定の条件を満たせば年間返還額の一部を申請により減免できる場合あり。	教育委員会 学校教育係
	大学生					
朝日町加藤・森島奨学資金	高校生	8,000	給付	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等(親権者、後見人、その他これに準ずる者)が町内に住所を有し、学支の支弁が困難な者 ・身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀な者 ・高等学校以上で、在学した又は、現に在学している学校長の推薦がある者 		教育委員会 学校教育係
	大学生	15,000				

奨学金制度名	対象者	月額（円）	貸与・給付の別	貸与（給付）資格	その他	担当課	
富山県奨学金	高校生 専修学校生（高等課程）	（国公立・自宅通学）18,000	貸与	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等が県内に住所を有すること。 修学意欲がありながら、経済的理由により、修学が困難であること。 	他の貸与型奨学金との併用不可（大学・短大のみ、特例で認める場合あり）	教育委員会 県立学校課	
		（国公立・自宅外通学）23,000					
		（私立・自宅通学）30,000					
		（私立・自宅外通学）35,000					
	高等専門学校生	（1～3年生）18,000		<ul style="list-style-type: none"> 保護者等が県内に住所を有すること。 修学意欲がありながら、経済的理由により、修学が困難であること。 学業成績が一定の基準以上であること。 			
		（4,5年生・専攻科）44,000					
	専修学校生（専門課程）	44,000		<ul style="list-style-type: none"> 県内の大学院に在学すること 県内に住所を有すること 独立行政法人日本学生支援機構大学院奨学金の受給資格を満たしており、貸与を希望したもの、受けることができなかったこと 			企画調整室 高等教育振興担当
	大学生	（自宅通学）45,000					
		（自宅外通学）51,000					
	大学院生	（修士・博士前期課程）88,000		<ul style="list-style-type: none"> 県内の大学院に在学すること 県内に住所を有すること 独立行政法人日本学生支援機構大学院奨学金の受給資格を満たしており、貸与を希望したもの、受けることができなかったこと 			
（博士後期課程）122,000							

図表 3 8 県等の主な留学生修学支援事業（平成29年度）

修学支援事業名	対象	支援内容
富山県留学生受入事業	南米移住者子弟 中国遼寧省及びロシア沿海地方の派遣生	渡航費や学費、生活費など修学に要する経費の支給等（1年間に限る）
アセアン留学生等受入事業	県内企業へ就職予定のアセアン地域及びインドの留学生	渡航費や学費、生活費など修学に要する経費の支給等（大学院修士課程） （県と企業が1/2ずつ負担）
富山県国際交流奨学金	私費留学生及び日本語教育機関の学生	月額1万円又は5万円の奨学金の支給（日本語教育機関の学生は月額3,000円）
富山県国民健康保険加入助成金	私費留学生及び日本語教育機関の学生	国民健康保険への加入を助成 （県 6,000円、富山市・高岡市 6,000円）
（財）とやま国際センター事業	全留学生	生活情報の提供 県民との交流イベントの開催